

Essex

あなたも行ける

# 海外ロースクール

# 留学 応用

日弁連の「顔」として留学、  
成果を会員に還元

日弁連からの活動支援費  
又は大学からの奨学金!



Essex

NYU

ニューヨーク大学



エセックス大学



NUS

カリフォルニア大学  
バークレー校



シンガポール国立大学



NUS

イリノイ大学  
アーバナ・シャンペーン校



UIUC

詳しくはこちらから！(日弁連ウェブサイト)

#### 概要

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/member/studyabroad.html>



#### 留学体験記

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/member/studyabroad.html#taiken>



2026年度 推薦留学生応募締切：2025年7月15日(火)

# 募集概要



最新の情報については各大学及び日弁連ウェブサイトでご確認ください！



## 1. 応募資格

- ◎日弁連会員であること（修習期・年齢不問）。但し、応募時に2年以上の弁護士実務経験を有することが望ましい。
- ◎公益的な活動に取り組み、それに関連した研究テーマを有していること。公益的な活動とは、法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力及び国際貢献に係る活動を広く含みます。例えば、中小企業のアジア展開支援など、業務拡大に向けた人材育成の観点から、日弁連及び会員にとって意義があると考えられる活動についてもこれに含まれます。
- ◎留学生が自分の研究テーマに関する知識・経験を深めるだけではなく、これまで日本の弁護士として経験した公益的な活動等について留学先で紹介し、交流を深める意欲があること。
- ◎日弁連への応募時点では明確な英語スコア要件は設けていませんが、研究開始までに研究に足る英語力が必要と

なります。また、LL.M. コース及び一部の客員研究員については、英語要件が各大学から課されています。詳しくは、日弁連会員専用サイト掲載の募集要項をご確認ください。

## 2. 応募方法

- ◎詳細及び応募書類の雛型は、日弁連会員専用サイト掲載の募集要項をご確認ください。

## 3. 2026年度推薦留学生応募締切

- ◎2025年7月15日（火）（郵送の場合、当日消印有効）

## 4. 日弁連からの活動支援費又は大学からの奨学金

- ◎一定の要件を満たした場合に、日弁連からの活動支援費（300万円）を支給します。詳細は、日弁連会員専用サイト掲載の募集要項をご確認ください。

### ／ ニューヨーク大学 (NYU)

- ◆費用：客員研究員費用（年間6,500米ドル）、滞在費、渡航費等。
- ◆募集人数：客員研究員原則1名

### ／ カリフォルニア大学バークレー校 (UCB)

- ◆費用：客員研究員費用（年間9,850米ドル）、滞在費、渡航費等。
- ◆募集人数：客員研究員原則1名

### ／ イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 (UIUC)

- ◆費用：<客員研究員の場合>客員研究員費用（年間10,000米ドル）、滞在費、渡航費等。  
<LL.M. コースの場合>授業料（実質負担年間約15,500米ドル※）、滞在費、渡航費等。  
※通常年間約50,000米ドルの授業料が必要であるところ、約34,500米ドルの奨学金がUIUCから支給される。
- ◆募集人数：客員研究員原則1~2名、LL.M. コース原則1~2名

### ／ エセックス大学 (Essex)

- ◆費用：<人権センター客員研究員の場合>授業料（9,866ポンド）、滞在費、渡航費等。  
<ロースクール LL.M. コースの場合>授業料（年間21,700ポンド）、滞在費、渡航費等。
- ◆LL.M. コースの選択：次のコースから選択することが可能。  
① 国際人権法専攻 (International Human Rights Law)、② 国際人道法専攻 (International Humanitarian Law)、  
③ 社会権専攻 (Economic, Social and Cultural Rights)、④ 法と環境とサステナビリティ専攻 (Law, Environment and Sustainability)
- ◆募集人数：人権センター客員研究員原則1名、ロースクール LL.M. コース原則1名

### ／ シンガポール国立大学 (NUS)

- ◆費用：<国際ビジネス法専攻の場合>授業料（年間約34,500シンガポールドル）、滞在費、渡航費等。  
<一般的 LL.M.、会社法及び金融法専攻、国際法及び比較法専攻、知的財産及びテクノロジー法専攻の場合>  
授業料（年間約36,200シンガポールドル）、滞在費、渡航費等。  
<海事法専攻、アジア法専攻、国際仲裁及び紛争解決専攻の場合>授業料（年間約39,900シンガポールドル）、  
滞在費、渡航費等。
- ◆LL.M. コースの選択：次のコースから選択することが可能。  
① 国際ビジネス法専攻 (International Business Law)、② アジア法専攻 (Asian Legal Studies)、③ 会社法及び金融法専攻 (Corporate & Financial Service Law)、④ 知的財産及びテクノロジー法専攻 (Intellectual Property & Technology Law)、⑤ 国際仲裁及び紛争解決専攻 (International Arbitration & Dispute Resolution)、⑥ 国際法及び比較法専攻 (International & Comparative Law)、⑦ 海事法専攻 (Maritime Law)、⑧ 一般的 LL.M. コース (General LL.M.)
- ◆募集人数：LL.M. コース原則1名